

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県下伊那郡根羽村

2 構造改革特別区域の名称

根羽村保育所・義務教育学校の一貫食育給食特区

3 構造改革特別区域の範囲

長野県下伊那郡根羽村の全域

4 構造改革特別区域の特性

根羽村は長野県の南西部最南端に位置し、総面積8,995km²の92%を森林が占めている。その地形的条件を最大限に活用してきたのが林業である。根羽村の森は、森林認証のうち森林管理のためのFM（Forest Management）認証を取得しており、世界認証の森である。行政でFM認証をエリア全体で手に入れるのは大変珍しい。また、木材を適正に伐採・加工・販売する根羽村森林組合は流通・加工の認証であるCOC（Chain-of-Custody）認証を取得している。村長が森林組合長、半数以上の村民が山持ちで森林組合員という全国でも珍しいシステム作りを推進し、村民と行政が一致団結して豊かな森林と暮らしを守るべく奮闘している。健全な森林づくりを進めるため、「根羽スギ」、「根羽ヒノキ」での林業の六次産業化を図る「トータル林業」の取り組み、製材工場のJAS認定、FM認証の取得など、積極的に林業に取り組んでいる。

根羽村の人口は昭和30年の3,282人をピークに減少の一途をたどり、2020年4月1日現在848人、高齢化率52.9%と人口減少、少子高齢化が進んでいるが、村民と行政が一致団結した村運営の成果もあり、平成に入って市町村の大合併が叫ばれた時代を経ても、今もなお根羽村は、独立自尊の状態を保ち続けている。一方で、16世紀までは、三河国加茂軍に所属していた経緯もあり、隣接する豊田市、さらに西三河の刈谷市・安城市とも交流がある。村内を流れ三河湾に注ぐ矢作川や、豊田市と通じる国道153号の影響で、愛知県西三河地域との結びつきが強い。

長年続く人口減少の潮流に抗うことは難しく、さまざまな面において厳しい状況に置かれていることに違いはない。しかしながら、根羽村は三河湾から太平洋に注ぎ込む全

長117kmの一級河川、矢作川の源流があり、昔も今も変わることなく自然に恵まれている。「豊かな森林」と「きれいな水」という村の財産は、林業だけでなく畜産や農業などにおいても大きなアドバンテージとなっている。冷涼な気候を活かしたとうもろこし栽培や、食の安全・安心を目指すため、年間を通じて林地内で放牧を行う「山地酪農」の取り組みも始めている。

また、次世代を担う地域の子供達には、学力向上はもちろんのこと、相手を思いやりながらしっかりと自分を主張できること、伸び伸びと何事にも挑戦できることなど、スモールメリットを最大限生かした教育環境の整備も進めている。その中で、2020年4月より、根羽小学校と根羽中学校が統合して、1年生から9年生までが学ぶ義務教育学校「根羽学園」を開校した。少人数を活かして基礎・基本を丁寧に教えることを行いながら、子どもが自発性や主体性を発揮して学ぶことができるように9年間の見通しをもった教育を行い、根羽村の豊かな自然や産業・人材を活かして地域全体で子どもを育てている。根羽村では、義務教育学校の前段である保育教育にも力を注ぎ、保小中の一貫教育を目指しており、保育所現場と義務教育現場との間で一層の連携を図っていききたいと考えている。

5 構造改革特別区域計画の意義

以前より、少子高齢化が全国的に大きな社会問題となっており、少子化への対応は急務となっている。根羽村においても、前述のとおり、少子高齢化が進んでおり、対応が急がれている。また、就業する女性が増加するとともに、子育てへの支援や保育所に対する期待は大きくなっている。

本計画において、少子化が進む根羽村では、今年4月に小中一貫の義務教育学校が開校したことを機会に、保小中の一層の連携を図りたいと考えている。その一つとして、公立保育所における給食の外部搬入を計画している。具体的には、現在、保育所及び義務教育学校のそれぞれの調理場にて給食を調理しているが、これを義務教育学校の調理場へ一元化し、保育所に搬入する。このことにより、食材の一括購入による経費削減や調理業務の効率化が見込めることに加えて、保育所現場と義務教育学校現場との間で一層の連携が図れ、乳幼児期から義務教育修了まで一貫した食育教育の推進が期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

給食の外部搬入を実施することにより、保育所運営の効率化と食育の推進・充実が図られ、今後も増大することが予想される保育ニーズに対応できるよう、運営を進めていく。

給食の提供については、幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、時機に適切に応じることができる体制をつくり、食材について、地元食材の調達に努め、地域の活性化と食を通じての地域の農産物等への理解を深める。

また、保育所に義務教育学校と同じ献立の給食を搬入することになるので、保育所現場と義務教育学校の給食現場との間で、今まで以上に綿密な交流と連携が必要となり、結果として各々の食育についての認識ができ、乳幼児期から義務教育修了までの一貫した食育が行われ、より一層の食育教育の推進を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

義務教育学校の調理場に給食調理を一元化することで、作業効率の向上が図られる。

また、集中調理とすることで、食材の一括購入による仕入コストの削減、水道光熱費の削減等、経費の削減が可能となり、保育所給食の効率化・合理化を図ることで、他の保育サービスの充実、児童福祉の向上にもつながる。

地元食材の調達に努め、地産地消を実践することで、地域経済の活性化に貢献できる。

8 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

別紙

1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

根羽村立根羽村保育所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

令和3年4月1日

4 特定事業の内容

根羽村立根羽村保育所（以下、根羽村保育所）で行っている調理業務を、根羽村立義務教育学校根羽学園（以下、根羽学園）からの外部搬入方式に変更する。

両施設の距離は約100mで、搬入には搬送車を使用し、移動所要時間は1分程度と近隣のため、搬送から搬入完了までは10分程度である。根羽村立義務教育学校根羽学園の調理設備は両施設の給食調理に対応できるものである。

午後のおやつも調理が必要なものであれば同様の方式とする。

5 当該規制の特例措置の内容

根羽村保育所の定員は45名であり、令和2年9月1日現在の園児数は16名である。一方、根羽学園の令和2年9月1日現在の児童・生徒数は40名である。調理する根羽学園は現状の設備で200食程度の給食調理は可能である。なお、認定後は、調理員（全3名）を根羽学園に集約し、給食の搬出搬入、配膳、後片付け等の作業については、調理員による対応とする。

【搬出元：根羽学園調理室の概要】

| | |
|-----------|--------------------------------|
| 調理室面積 | 103.125㎡ |
| 職員配置数 | 栄養士1名、調理員3名 |
| 調理能力（1日） | 200食 |
| 調理器具一覧（例） | 冷蔵庫（2機）・冷蔵冷凍庫・保存食用冷凍庫・フライヤー・オー |

| | |
|--|--|
| | ブン・回転釜（2機）・食器等消毒保管機（2機）・まな板包丁消毒保管庫・ガスコンロ（2機）・立体炊飯器・食器洗機・オーブン・回転釜（2機）・調理台・3層シンク・2層シンク・1層シンク（4機） |
|--|--|

【搬入先：根羽村保育所調理室の概要】

| | |
|--------|--|
| 調理室面積 | 31.86㎡ |
| 職員配置数 | 栄養士1名 |
| 調理器具一覧 | 冷蔵庫・冷凍庫・まな板包丁消毒保管庫・ガスコンロ（3機）・食器棚・オーブン・調理台・食器等消毒保管機・3層シンク・1層シンク |

給食の外部搬入を実施するにあたり、「保育所における食事の提供について（平成22年6月1日雇児発第0601第4号）」の「Ⅱ 外部搬入実施に当たっての留意事項」を遵守し、外部搬入を行う場合の衛生基準については、平成10年2月18日児発第86号により「保育所における調理業務の委託について」、また、昭和62年3月9日社施第38号「保護施設等における調理業務の委託について」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2の規定を遵守し、具体的には次のような措置をとる。

- ① 調理する根羽学園の専用調理室は、明るくて安全で清潔な調理室である。設備面については、調理室として、加熱、冷蔵、冷凍、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を有している。また、搬入する根羽村保育所においては、加熱、冷蔵、冷凍、保存、配膳等を行うために必要な設備、また配膳に必要なスペースを有しているため、必要に応じて再加熱や冷蔵・冷凍が可能である。
- ② 調理方法については、園児の年齢や発達段階、健康状態に応じた味付け・固さ・大きさを工夫するとともに、3歳未満については、さらにきざみ方を食べやすく飲み込みやすくなる工夫をし、離乳食については園児の月齢、発育状況に配慮した給食を提供する。体調不良児への対応については、保護者と連携を密にして適切に保育対応し、食物に対するアレルギーについては、入所の際に全保護者よりアレルギーの状況を聞きだし、職員によって把握するとともに、根羽学園施設内でそれぞれ別途に対応し給食する。園児の給食はお昼1回、午後のおやつ1回であり、全て根羽学園で調理するものとする。なお、調理の不要なおやつについては根羽村保育所で対応する。また、毎日登園後に、園児の体調について、電話、メール等の方法により、根羽村保育所から根羽学園に情報を提供する。登園から給食までの間に、園児に体調不良等、情報共有が必要な事態が生じた場合には、電話による確実な方法で情報を提供する。根羽村保育所の教諭及び園児か

らの日々提供される給食に関する調理担当者へのフィードバックは、翌日の調理開始前までに、電話、メール等の方法により行う。翌日の給食の手順・時間配分など、調理作業の確認については、根羽学園において毎日給食提供後に行う。

- ③ 調理方式は、両施設の距離は約100mという条件の下、食材を加熱調理後、冷凍又は冷蔵せずに運搬し、速やかに提供するクックサーブ方式で行う。配送は、密閉できる専用コンテナに収容し専用運搬車を準備し、衛生管理の下で配膳を行う。使用したコンテナや食缶は回収後速やかに、根羽学園調理室において、十分な消毒後、厳重に保管する。運搬車両の衛生管理についても十分な管理を行う。
- ④ 根羽学園では、安全安心に給食するため、衛生管理や食中毒に関する各通知等を遵守するとともに、食品の衛生管理及び安全な給食提供については万全を期し、保健衛生面・栄養面について保健所による助言・相談等に従い、適切に運用している。
- ⑤ 給食の提供については食育プログラムに基づき実施している。保育所は集団生活のため、みんながそろって食べる楽しさと色々な食材があることを教えていく。食事の内容、食材の大きさにも考慮する。また、食育を推進する観点から、園児が知っている野菜、苦手な食材等を話し合い、その中で園の中で育てたい野菜をどれにするか話し合い、実際に育てる。苦手な食材も料理の仕方では食べられる方法があることを知らせる。
- ⑥ 特例措置による公立保育所における給食の外部搬入については、保育所と搬入元との間で委託内容の契約書を締結することが原則であるが、根羽村の場合、公立保育所の調理を公立義務教育学校に集約して行う方式である。両施設の設置者はいずれも村長であり、契約という行為に馴染まないと思われるため、搬入先である根羽村保育所の所長と搬入元である根羽学園を所管する根羽村教育委員会の教育長との間で覚書を締結し、委託内容を明確にして基準を遵守する予定である。

【給食配送スケジュール】

| | |
|----------|--|
| 午前8時00分 | 根羽村保育所から根羽学園へ園児の体調の情報提供（登園から給食までの間に、園児に体調不良等、情報共有が必要な事態が生じた場合には、都度情報を提供する） |
| 午前8時10分 | 根羽村保育所・根羽学園両施設分調理開始 |
| 午前10時50分 | 根羽村保育所分調理完了・搬送開始 |
| 午前11時00分 | 根羽村保育所到着、調理室へ搬入 |
| 午後11時10分 | 根羽村保育所給食開始 |
| 午後12時15分 | 根羽学園分調理完了 |
| 午後12時25分 | 根羽学園給食開始 |
| 午後2時30分 | おやつ配送にあわせ食缶回収 |
| | （おやつの調理がない時も同様に午後2時30分に回収） |

| | |
|--------------|-------------------------|
| 午後 3 時 3 0 分 | おやつのお箸回収 |
| 午後 3 時 5 0 分 | 翌日の給食の手順・時間配分など、調理作業の確認 |